省　令

○厚生労働省令第六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十七条**　第三条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第三条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が改正法第六条の規定による改正後の法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。	**附　則** （新設）

附　則

この省令は、令和八年二月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年一月二十六日	みんなでつくる党	東京都千代田区永田町二丁目九―六　十全ビル四〇五	大津　彩香

○総務省告示第十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
令和七年八月一日	みんなでつくる党	東京都千代田区永田町二丁目九―六　十全ビル四〇五	大津　彩香

○総務省告示第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百八十六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和七年九月十八日	国民民主党（こくみんみんしゅとう）	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	総務会	両院議員総会
		当該機関の構成員の選出方法	総務会長の他、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した者	党所属議員全員
		候補者となるべき者の選定の手続	選挙対策委員長の発議にもとづき総務会で決定	選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定